

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル
手洗水町670番地
株式会社ハウストウ
代表取締役社長 安藤正弘

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区西九条院町17
新・都ホテル 地階 陽明殿
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第9期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 第三者割当増資による優先株式発行の件
第8号議案 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載してお

りますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

3. なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 当社ウェブサイト <http://www.housedo.co.jp/>

(提供書面)

事業報告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、英国のEU離脱交渉の展開をめぐる欧州情勢や米国新政権樹立後の経済政策運営の先行き不透明感の広がりにより、金融資本市場への影響が懸念されたものの、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策の継続を背景に企業収益や雇用・所得環境は緩やかに増加基調にあり、全体としては底堅さを増しております。一方、欧州の政治リスクの高まりや米国の利上げに伴う国際金融市場への影響など、先行き景気を下押しする様々な要因には留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、原材料価格や都市部の地価上昇による販売価格の高騰が懸念されたものの、中古住宅市場やリフォーム・リノベーション市場の活性化と日銀のマイナス金利政策継続を背景に実需は堅調な動きを示しており、事業環境は概ね良好であります。

当社グループでは、平成31年6月期を最終年度とする中期経営計画において、事業ポートフォリオのストック事業の比率向上による持続的な成長を掲げ、フランチャイズ事業におけるフランチャイズ加盟店舗数の拡大、ハウス・リースバック事業における収益不動産購入、不動産金融事業による不動産担保融資を強化しました。また、不動産売買事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入強化、不動産売買仲介事業を基盤に、仲介・買取・リフォームの三位一体のスキームで事業シナジーを効かせた「住まいのワンストップサービス」は継続し、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は16,848百万円（前期比2.5%減）、営業利益は1,249百万円（同2.2%減）、経常利益は1,103百万円（同6.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は737百万円（同0.5%減）となりました。

なお、平成28年8月12日に公表いたしました当連結会計年度の当初業績予想に対しては、売上高は3.2%増、営業利益は0.1%増、経常利益は0.2%増、親会社株主に帰属する当期純利益は3.1%増となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

フランチャイズ事業におきましては、都市部の不動産業者への加盟促進とテレビ・ラジオCM等による広告宣伝効果、東京証券取引所市場第一部への市場変更による信用力の向上やコーポレートブランド価値の向上効果により、オープン店舗の増加や営業活動の増加に伴い、地元有力企業の加盟や検討企業の増加と効果が表れています。仲介+買取による収益向上を目指した「サテライト店+家・不動産買取専門店」併設店舗のニーズもあり、当連結会計年度における新規加盟契約数は144件、累計加盟契約数は468件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の構築や各種サービスコンテンツの充実の効果もあり、当連結会計年度における新規開店店舗数は110店舗、累計開店店舗数は378店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は2,144百万円（前期比18.8%増）、セグメント利益は1,304百万円（同17.5%増）となりました。

ハウス・リースバック事業では、不動産の有効活用や資産を資金化するニーズの高まりに加え、テレビ・ラジオCM等の広告宣伝効果によるサービスの認知度向上と東京証券取引所市場第一部への市場変更による信用力の向上効果で問い合わせ及び取扱件数も増え、当連結会計年度におきましては288戸取得し44戸を売却しました。保有する不動産は累計513戸となり、賃貸用不動産として運用してまいりました。

その結果、セグメント売上高は2,797百万円（前期比148.5%増）、セグメント利益は330百万円（同339百万円増）となりました。

不動産売買事業では、都市部を中心とする投資用不動産や高価格帯の商品においては、リスクに慎重を期した仕入れを行う方針により、取引件数は減少となりました。一方、その他の商品仕入れにおいては、期初に慎重を期していた姿勢を、住宅ローンの超低金利が続く中、低価格で良質な中古不動産の購入ニーズは強く、仲介顧客のニーズに合った物件を仕入れる方針を徹底し、直営店エリアの仕入れを第2四半期より積極化し、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は5,751百万円（前期比17.8%増）となりました。

その結果、セグメント売上高は7,111百万円（前期比20.5%減）、セグメント利益は422百万円（同53.2%減）となりました。

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業で構成されております。不動産売買仲介事業では、住宅ローンの超低金利継続の効果もあり、実需の動きは引き続き堅調に推移しました。ホームページ等のWeb広告宣伝戦略、新聞折り込み広告、テレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝戦略、そして地域密着型のポスティング戦略を通じて直営店への集客に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は1,661百万円(前期比9.2%増)、セグメント利益は373百万円(同39.1%増)となりました。

住宅・リフォーム事業は、リフォーム事業等で構成されております。リフォーム事業では、不動産売買仲介事業との連携による中古住宅＋リフォーム受注や、住宅設備メーカー等とコラボレーションしたリフォームイベントを積極的に開催することで集客に繋げ、受注獲得に努めてまいりましたが、前期末の一時的な反響減により受注件数は2,131件(前期比9.9%減)、完工件数は2,076件(同11.8%減)となりました。

その結果、セグメント売上高は2,944百万円(前期比24.0%減)、セグメント利益は212百万円(同24.3%減)となりました。

不動産金融事業では、グループの強みである不動産査定力を活かした不動産担保融資の提供を主として、顧客の様々な資金ニーズに柔軟に対応することで顧客開拓を行ってまいりました。また、ハウス・リースバック事業を始めグループ内のシナジー及びフランチャイズ加盟店との連携に注力し、当連結会計年度におきましては124件の不動産担保融資の実行を行ってまいりました。

その結果、セグメント売上高は189百万円(前期比188百万円増)、セグメント利益は72百万円(同87百万円増)となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第8期 (平成28年6月期) (前連結会計年度)		第9期 (平成29年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
フランチャイズ事業	1,805	10.4%	2,144	12.7%	339	18.8%
ハウス・リースバック事業	1,125	6.5%	2,797	16.6%	1,671	148.5%
不動産売買事業	8,949	51.8%	7,111	42.2%	△1,837	△20.5%
不動産流通事業	1,521	8.8%	1,661	9.9%	139	9.2%
住宅・リフォーム事業	3,873	22.4%	2,944	17.5%	△929	△24.0%
不動産金融事業	1	0.0%	189	1.1%	188	—
合計	17,275	100.0%	16,848	100.0%	△427	△2.5%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,031百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

ハウス・リースバック物件の取得 3,997百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

使用目的変更に伴う販売用不動産への振替 1,567百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金5,115百万円の調達を行いました。

また、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行23行と総額6,167百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約にかかわる借入未実行残高は2,694百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成26年 6 月期)	第 7 期 (平成27年 6 月期)	第 8 期 (平成28年 6 月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (平成29年 6 月期)
売 上 高(百万円)	13,309	14,573	17,275	16,848
経 常 利 益(百万円)	204	513	1,182	1,103
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	155	353	741	737
1株当たり当期純利益 (円)	22.61	48.60	88.31	87.02
総 資 産(百万円)	6,255	8,201	12,895	20,273
純 資 産(百万円)	586	1,439	2,169	2,779
1株当たり純資産 (円)	85.17	171.50	255.83	326.70

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割、平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成26年 6 月期)	第 7 期 (平成27年 6 月期)	第 8 期 (平成28年 6 月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成29年 6 月期)
売 上 高(百万円)	11,993	13,128	15,831	15,099
経 常 利 益(百万円)	94	365	1,013	817
当 期 純 利 益(百万円)	52	244	634	544
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	7.67	33.67	75.61	64.18
総 資 産(百万円)	6,204	8,073	12,604	16,668
純 資 産(百万円)	635	1,380	2,003	2,419
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	92.31	164.44	236.26	284.38

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割、平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハウストゥ住宅販売	5	100.0	不動産売買仲介等
株式会社フィナンシャルドゥ	50	100.0	不動産金融・不動産コンサルティング
株式会社ピーエムドゥ	10	100.0	プロパティマネジメント

(注) 平成29年5月15日付で、株式会社ハウストゥ・キャリア・コンサルティングは株式会社ピーエムドゥに社名変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、先行きに不透明感があるものの、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出などを背景に、国内需要は増加基調をたどると考えられます。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 主要事業の強化と事業シナジーの強化

当社グループは、お客様に「住まいのワンストップサービス」を提供することで、当社グループの直営店が「お客様に身近で、安心・便利な窓口」となること、そしてその窓口たる直営店を核にフランチャイズチェーンを全国に張り巡らせることを目指しています。そして、住宅・不動産業界における社会的な問題やお客様の不便さを解決することを事業化し、全国の店舗ネットワークを通じてサービス提供してまいります。

顧客接点である不動産流通事業の営業店舗を事業活動の拠点となる地域に出店することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客嗜好等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、フランチャイズ事業、ハウス・リースバック事業、不動産金融事業、不動産売買事業、不動産流通事業、リフォーム事業等の各事業間の連携を密にし、事業シナジーを強化することで事業基盤の拡大を図ってまいります。

また、人口の減少や少子高齢化により、中長期的には住宅の新築着工戸数は減少することが予想されるものの、一方で中古住宅流通市場は、政府政策においても中古住宅とリフォーム市場を平成20年時点の10兆円から平成32年までには現在の倍の20兆円に増加させることを目標に掲げております（出所：国土交通省、平成24年3月「中古住宅・リフォームトータルプラン」）。このことから、同業他社や、他業界からもリフォーム事業参入の動きがあり、当社グループは、各事業の連携（事業シナジー）を高めるとともに、不動産流通事業を基盤として、集客を増やし、取引件数を増やすことで、関連事業のサービス（受注）の機会を増やし、お客様満足度の向上を図ってまいります。

② ブランド戦略と首都圏への展開

当社グループは、平成25年7月よりタレントで元プロ野球選手の古田敦也氏をイメージキャラクターに起用し、関西エリア、東海エリア、関東エリア、北海道エリア、沖縄エリアにおいて、テレビCMを実施しており、お客様に安心・信頼のイメージを打ち出すとともに、とりわけ首都圏での認知度アップ・ブランド力向上を図り、フランチャイズ加盟店の増加に繋げております。東京証券取引所市場第一部への市場変更の信用効果もあり、フランチャイズ加盟検討企業の増加や、従来買い手の仲介契約が多かったところをフランチャイズチェーン全体において、売り手の

相談増に繋がっており、仲介契約の増大を図り、更なる首都圏における取引の機会増加を図ってまいります。

③ フランチャイズ加盟店開発強化

不動産業界は情報サービス化の方向で業界再編が進んでいます。大手はより規模を拡大し、住宅業界や建設資材関係大手も不動産ネットワークを構築しようとする動きがあります。公益財団法人不動産流通近代化センター発行の2017不動産統計集（3月期改訂）によると、不動産業界はその95%超が従業員10名未満の中小零細企業であり、顧客の信頼を得るため、ネットワークに属する動きが加速するものと考えます。そのような中、当社グループは、新規地域進出を含め、更なる加盟店ネットワーク規模の拡大のために積極的な募集活動を進めてまいります。グループのテレビ・ラジオCM等のメディア・ブランド戦略の実施と合わせて、東京、大阪、名古屋の三大都市圏を中心に都市圏の不動産業者への加盟店募集活動に注力いたします。

また、加盟店の業務支援サービス（特に教育・研修）の拡充とサービスレベルの向上を行い、加盟店の業績向上をアシストし、増店を推進してまいります。一方で、フランチャイズネットワークのサービスレベルに達しない、あるいは達する見込みがない加盟店については、入れ替え等の施策を実施することでフランチャイズチェーン全体のサービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 販売用不動産の取得

当社グループは、直営店エリアでお客様のニーズのある仕入れをより強化し、販売、リフォーム、建築に繋げることで、フランチャイズ加盟店情報を通じた仕入れに加え、不動産業者ネットワークの構築と、駅近立地に「家・不動産買取専門店」のチャンネルで直営店を出店し、売主からの直接仕入情報の収集や、地域不動産業者からの仕入れのルート構築を図り、多岐にわたる仕入情報のチャンネルを構築することで安定した販売用不動産の取得を可能にしてまいります。しかし、都市部を中心に不動産価格の上昇が進み、価格面において実需との乖離に懸念要因があり、仕入れにおいてはそのリスクに慎重を期した上で、仲介顧客のニーズに合った物件を仕入れる方針を徹底し、事業シナジーを効かせることを推進してまいります。

⑤ ハウス・リースバック事業強化

当社グループにおいて平成25年10月からスタートした、住みながらその家を売却できる「ハウス・リースバック」事業が好調で、月間約500件を超える問い合わせがあり、反響対応、コンサルティングセールスの人員の増強が必要であります。

個人住宅のセールアンドリースバック商品であり、売買、賃貸の両スキームで対応を要し、また、お客様それぞれのニーズも異なるため、販売員のセールススキルが求められます。不動産売買事業や不動産流通事業からの人員シフトでの対応と新たな人材の採用及び更なる集客のため広告宣伝に投資をしております。フランチャイズ事業に次いで、安定した賃料収益を得るストックビジネスであり、今後の当社グループにおいての中核事業に位置付けて注力しております。顧客反響の中にはリバースモーゲージや不動産担保ローンの顧客層からのニーズも多く、当該ニーズを汲み取りビジネスチャンスに繋げるべく、金融機関との提携やグループ会社の株式会社フィナンシャルドゥにおいて、不動産金融事業も推進しております。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、最も重要な経営課題の一つとして、平成28年11月制定のコーポレートガバナンス・コードに沿って、積極的強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取組を強化しております。CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）職を中心とし、日常業務における関連法令の遵守の監督を徹底するとともに、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行っております。また、社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任（CSR）を重視した透明性のある管理体制の構築を図っております。

⑧ 成長事業への経営資源の配分

当社グループは、各事業において人材採用ニーズがありますが、景気回復と実需の底堅さから各企業の採用ニーズは高く、大量採用を前提とした労働集約型事業は難しくなっております。そのような環境下で、当社グループは、成長過程にあります。より収益性を高めるため、グループ内の成長性と安定性の高いフランチャイズ事業とハウス・リースバック事業に優先して経営資源を注いでまいります。直営店の出店については、先の生産性の高いフランチャイズ事業やハウス・リースバック事業への人員シフトと直営店への人員採用と、マネジメントを担う店長の教育とその成長を確認し、フランチャイズ加盟店の加盟進捗を見極めながら進めてまいります。

⑨ 財務管理の強化

当社グループは、販売用不動産、事業用地、資産の取得資金並びに店舗の新規出店の資金を主として金融機関からの借り入れによって賄ってきたため、負債における有利子負債の占める割合が高く金利動向に大きな影響を受ける財務構造となっております。今後の事業拡大及び競争力強化のためには、在庫管理と財務体質の強化が必要であると認識しております。今後も、仕入と販売、着工と引渡しのバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールをさらに徹底し、合わせて厳密な財務管理による早期の投下資本の回収と安定的な収益性の確保に努めてまいります。また、市況の変化に左右されずに安定的な資金調達を行うために、財務基盤の充実を日頃から意識して形成する必要があります。そのためには、常に様々な角度より当社グループの置かれている状況を分析した上で、定期的に金融機関への業績説明を行い、相互理解を深めることにより、取引関係の強化を図り、資金調達を円滑に行うとともに、借入コストの低減にも同時に取り組んでまいります。

⑩ 人材採用育成の強化

当社グループが手掛ける住宅・不動産の各事業を拡大する上で、人的サービスの占める割合は高く、当社グループは人材を最も重要な経営資源として位置付け、他社との差別化を図っていく考えであります。

当社グループは、将来の中核を担う人材としての新卒社員の採用を強化し、今後についても当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。こうした観点から、潜在能力の高い新卒の採用と、早期に戦力化を図るために効果的な教育研修を実施してまいります。さらに、当社グループの成長速度を促進するために、人材採用については競争が激しい中、新卒だけではなく、能力が高く即戦力になる中途採用も積極的に増やしていく考えであります。

また、営業部門、管理部門に限らず、すべての職種において結婚・出産・育児等を経てもキャリアを継続することができるようにワークライフバランス制度を取り入れております。今後さらに、社員一人ひとりの成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

事業区分	事業内容
フランチャイズ事業	不動産売買仲介のフランチャイズ展開
ハウス・リースバック事業	不動産賃貸
不動産売買事業	不動産売買
不動産流通事業	不動産売買仲介
住宅・リフォーム事業	リフォーム、新築住宅の建設工事の請負
不動産金融事業	不動産担保融資

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年6月30日現在）

① 当社

京都本店：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

東京本社：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

支店：埼玉県上尾市、愛知県半田市、岐阜県大垣市、奈良県橿原市、沖縄県那覇市、
大阪市淀川区、名古屋市西区、静岡市葵区

② 子会社

株式会社ハウズドゥ住宅販売：埼玉県川越市

株式会社フィナンシャルドゥ：大阪市北区

株式会社ピーエムドゥ：京都市中京区

(7) 使用人の状況（平成29年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フランチャイズ事業	54 (10)名	1名増(4名減)
ハウス・リースバック事業	43 (13)	16名増(3名増)
不動産売買事業	44 (9)	16名増(1名増)
不動産流通事業	139(123)	9名増(7名減)
住宅・リフォーム事業	87 (8)	31名減(8名減)
不動産金融事業	10 (1)	4名増(1名減)
全社(共通)	62 (6)	1名増(1名増)
合計	439(170)	16名増(15名減)

- (注) 1. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
2. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278(45)名	9名減(8名減)	38.1歳	4.9年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年6月30日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	1,428
株式会社三井住友銀行	1,253
大阪信用金庫	735
株式会社滋賀銀行	532
京都中央信用金庫	532

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,498,000株
- ③ 株主数 3,013名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有限会社AMC	3,473,000	40.87
安藤 正弘	1,764,000	20.76
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	286,000	3.37
山口 貴弘	248,300	2.92
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB)	212,700	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	175,600	2.07
金城 泰然	122,000	1.44
京都中央信用金庫	100,000	1.18
ハウストゥ従業員持株会	74,500	0.88
大和証券株式会社	62,500	0.74

(注) 持株比率については、自己株式(144株)を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成27年9月25日	平成27年9月25日
新株予約権の数		995個	22個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 199,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 4,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権と引換えに 金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり180,000円 (1株当たり 900円)	新株予約権1個当たり189,500円 (1株当たり 948円)
権利行使期間		平成30年7月1日から 平成37年10月12日まで	平成30年10月7日から 平成33年10月6日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 970個	新株予約権の数 22個
		目的となる株式数 194,000株	目的となる株式数 4,400株
		保有者数 4名	保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 10個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 2,000株	目的となる株式数 一株
		保有者数 2名	保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 15個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 3,000株	目的となる株式数 一株
		保有者数 3名	保有者数 一名

(注) 1. ① 新株予約権者は平成28年6月期から平成32年6月期までにおいて、下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

- (a)平成28年6月期の経常利益が13億円を超過していること
 - (b)平成29年6月期の経常利益が14億円を超過していること
 - (c)平成30年6月期の経常利益が15億円を超過していること
 - (d)平成31年6月期の経常利益が16億円を超過していること
 - (e)平成32年6月期の経常利益が17億円を超過していること
- ② 上記①にかかわらず、平成28年6月期から平成32年6月期までのいずれかの期において、下記(a)及び(b)に掲げる各条件を同時に達成した場合には、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- (a)経常利益が13億円を超過していること
 - (b)売上高経常利益率が10%を超過していること
- ③ 上記①及び②における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めるものとする。
- ④ 新株予約権者は、上記①又は②の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (a)平成30年7月1日から平成31年6月30日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - (b)平成31年7月1日から平成32年6月30日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - (c)平成32年7月1日から平成37年10月5日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 平成28年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤正弘	CEO 株式会社ハウズドゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役
常務取締役	浅田浩	CEO兼管理統括本部長 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役社長
取締役	服部達也	CEO 株式会社ハウズドゥ住宅販売 取締役
取締役	鈴木剛	株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役社長
取締役	安田育生	ピナクル株式会社 代表取締役会長兼社長
取締役	出雲豊博	いずも不動産鑑定株式会社 代表取締役
常勤監査役	嶋倉圭二	株式会社ハウズドゥ住宅販売 監査役 株式会社ピーエムドゥ 監査役 株式会社フィナンシャルドゥ 監査役
監査役	山本邦義	中小企業金融円滑化センター株式会社 代表取締役社長
監査役	吉田豊道	吉田豊道総合会計税務事務所 所長

- (注) 1. 取締役 安田育生氏及び出雲豊博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山本邦義氏及び吉田豊道氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 吉田豊道氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常務取締役 浅田浩氏は、平成29年5月15日付で株式会社ピーエムドゥの代表取締役社長に就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額(百万円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6 (2)	136 (10)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	17 (9)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	9 (4)	153 (20)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成26年9月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成25年2月18日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 安田育生氏は、ピナクル株式会社社の代表取締役会長兼社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 出雲豊博氏は、いずも不動産鑑定株式会社社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 山本邦義氏は、中小企業金融円滑化センター株式会社社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 吉田豊道氏は、吉田豊道総合会計税務事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	安 田 育 生	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	出 雲 豊 博	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、不動産鑑定士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	山 本 邦 義	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会24回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経験豊かな会社経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。
監査役	吉 田 豊 道	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会24回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w C 京都監査法人

(注) 京都監査法人は、平成28年12月1日付で名称をP w C 京都監査法人に変更しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念・グループステートメント、コンプライアンス規程及びその他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督します。また、職務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用します。さらに、職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、内部監査、監査役監査の実施により確認します。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。また、反社会的勢力対応マニュアル等を制定して社内体制を整備し、暴力追放運動推進センターと連携するとともに、社内における教育研修を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社グループの取締役の職務執行にかかわる情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、外部監査人等が閲覧、謄写可能な状態とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めたリスク管理規程を制定し、当該規程に基づく当社グループのリスク管理体制を構築、運用します。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項について審議・決定を行います。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行います。また、コンプライアンス規程及び関連規程に基づき、当社グループにおける業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を得た上で決定すること、また、当該使用人は当該業務に関して監査役の指揮命令に従うこととし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行います。財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行います。また、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反または不正な行為を発見したときは、監査役に報告します。

なお、監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保することとします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査役の定期的な意見交換会を開催し、外部監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンスの必要性・重要性を周知徹底し法令遵守に関する意識の醸成を図るためコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備及び啓蒙活動を行っております。

② 当社グループ内における全体及び各部門におけるリスクを洗い出し解消するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、評価、解消方法の検討、解消までの進捗確認を行っております。

③ 執行役員以上と必要に応じて議案に関係のある者をメンバーとしたグループ会議を週1回開催し、当社グループ内の事業に関連する法規制及び契約知識等修得のためのコンプライアンス研修を行っており、意識及び知識を深めております。メンバーからはその他の使用人にも当該研修内容の共有化を図っております。

④ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、業務が法令、定款、社内規程等に照らし、適正に行われているか検証を行いました。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,212,606	流動負債	10,071,487
現金及び預金	3,129,678	工事未払金	373,986
完成工事未収入金	53,354	短期借入金	6,895,839
売掛金	90,977	1年内償還予定の社債	50,600
販売用不動産	4,566,949	1年内返済予定の長期借入金	1,300,888
仕掛販売用不動産	1,184,076	リース債務	8,243
未成工事支出金	53,273	資産除去債務	5,338
営業貸付金	2,865,545	未払金	214,179
繰延税金資産	69,531	未払費用	288,724
その他	206,961	未払法人税等	153,566
貸倒引当金	△7,741	未払消費税等	50,042
固定資産	8,060,776	未成工事受入金	283,439
有形固定資産	7,729,951	前受金	258,128
建物及び構築物	2,095,101	完成工事補償引当金	4,368
土地	5,615,396	その他	184,142
その他	19,453	固定負債	7,422,874
無形固定資産	56,581	長期借入金	6,020,586
のれん	5,652	リース債務	9,201
その他	50,928	長期預り保証金	1,360,281
投資その他の資産	274,243	繰延税金負債	621
投資有価証券	7,569	資産除去債務	10,184
繰延税金資産	5,027	完成工事補償引当金	21,998
その他	261,759	負債合計	17,494,362
貸倒引当金	△113	(純資産の部)	
資産合計	20,273,383	株主資本	2,776,177
		資本金	361,387
		資本剰余金	498,409
		利益剰余金	1,916,538
		自己株式	△158
		その他の包括利益累計額	49
		その他有価証券評価差額金	49
		新株予約権	2,794
		純資産合計	2,779,021
		負債純資産合計	20,273,383

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		16,848,159
売上原価		10,275,347
売上総利益		6,572,811
販売費及び一般管理費		5,323,718
営業利益		1,249,092
営業外収益		
受取利息及び配当金	662	
助成金収入	4,837	
受取手数料	29,111	
受取保険金	786	
違約金収入	8,140	
保険解約戻金	22,260	
その他	17,407	83,207
営業外費用		
支払利息	178,906	
株式公開費用	26,527	
その他	23,847	229,280
経常利益		1,103,019
特別損失		
固定資産除却損	5,119	5,119
税金等調整前当期純利益		1,097,900
法人税、住民税及び事業税	380,046	
法人税等調整額	△20,010	360,036
当期純利益		737,864
親会社株主に帰属する当期純利益		737,864

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	358,759	495,781	1,314,255	△158	2,168,638
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,628	2,628			5,256
剰 余 金 の 配 当			△135,581		△135,581
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			737,864		737,864
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,628	2,628	602,282	-	607,538
当 期 末 残 高	361,387	498,409	1,916,538	△158	2,776,177

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	△746	△746	1,303	2,169,195
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				5,256
剰 余 金 の 配 当				△135,581
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				737,864
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	795	795	1,491	2,287
当 期 変 動 額 合 計	795	795	1,491	609,826
当 期 末 残 高	49	49	2,794	2,779,021

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,541,252	流動負債	7,250,586
現金及び預金	2,334,075	工事未払金	373,986
完成工事未収入金	53,354	短期借入金	4,391,069
売掛金	94,214	1年内償還予定の社債	50,600
販売用不動産	4,587,903	1年内返済予定の長期借入金	1,209,015
仕掛販売用不動産	1,188,727	リース債務	8,243
未成工事支出金	53,273	資産除去債務	5,338
前渡金	46,950	未払金	228,392
前払費用	99,252	未払費用	167,518
繰延税金資産	49,270	未払法人税等	77,581
その他	41,971	未払消費税等	22,616
貸倒引当金	△7,741	未成工事受入金	283,439
固定資産	8,127,667	前受入金	262,184
有形固定資産	7,706,944	預り金	53,161
建築物	2,073,863	前受収益	92,026
船舶	0	完成工事補償引当金	4,368
車両運搬具	5,192	その他の	21,042
工具、器具及び備品	8,230	固定負債	6,998,885
土地	5,615,396	長期借入金	5,601,858
建設仮勘定	3,450	リース債務	9,201
無形固定資産	53,877	長期預り保証金	1,360,281
のれん	5,063	資産除去債務	5,544
商標権	498	完成工事補償引当金	21,998
ソフトウェア	30,870	負債合計	14,249,471
リース資産	17,445	(純資産の部)	
投資その他の資産	366,844	株主資本	2,416,604
投資有価証券	7,569	資本金	361,387
関係会社株式	120,000	資本剰余金	498,409
出資金	14,472	資本準備金	379,883
長期前払費用	104,965	その他資本剰余金	118,526
繰延税金資産	5,027	利益剰余金	1,556,965
その他	114,922	その他利益剰余金	1,556,965
貸倒引当金	△113	別途積立金	75,000
資産合計	16,668,919	繰越利益剰余金	1,481,965
		自己株式	△158
		評価・換算差額等	49
		その他有価証券評価差額金	49
		新株予約権	2,794
		純資産合計	2,419,447
		負債純資産合計	16,668,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		15,099,209
売 上 原 価		10,360,295
売 上 総 利 益		4,738,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,811,504
営 業 利 益		927,409
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,415	
助 成 金 収 入	2,937	
受 取 手 数 料	41,748	
受 取 保 険 金	786	
保 険 解 約 返 戻 金	22,260	
違 約 金 収 入	8,140	
そ の 他	13,365	105,654
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	178,453	
社 債 利 息	445	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38	
株 式 公 開 費 用	26,527	
そ の 他	10,592	216,057
経 常 利 益		817,007
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,119	5,119
税 引 前 当 期 純 利 益		811,887
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	276,342	
法 人 税 等 調 整 額	△8,613	267,278
当 期 純 利 益		544,158

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金	利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	358,759	377,255	118,526	495,781	75,000	1,073,387	1,148,387	△158	2,002,770
当期変動額									
新株の発行	2,628	2,628		2,628					5,256
剰余金の配当						△135,581	△135,581		△135,581
当期純利益						544,158	544,158		544,158
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	2,628	2,628	－	2,628	－	408,577	408,577	－	413,833
当期末残高	361,387	379,883	118,526	498,409	75,000	1,481,965	1,556,965	△158	2,416,604

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△746	△746	1,303	2,003,327
当期変動額				
新株の発行				5,256
剰余金の配当				△135,581
当期純利益				544,158
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	795	795	1,491	2,287
当期変動額合計	795	795	1,491	416,120
当期末残高	49	49	2,794	2,419,447

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年8月22日

株式会社ハウストゥ

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 味 谷 祐 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 佳 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハウストゥの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウストゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月14日開催の取締役会において、第三者割当によるA種優先株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少の件を、平成29年9月26日開催の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年8月22日

株式会社ハウストゥ

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 味 谷 祐 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 佳 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウストゥの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月14日開催の取締役会において、第三者割当によるA種優先株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少の件を、平成29年9月26日開催の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月24日

株式会社ハウストゥ 監査役会

常勤監査役 嶋 倉 圭 二 ㊟

社外監査役 山 本 邦 義 ㊟

社外監査役 吉 田 豊 道 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当につきましては経営上の重点施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期末の普通配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。また、東京証券取引所市場第一部へ市場変更したことを記念し、以下のとおり記念配当を実施させていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円（普通配当17円、東京証券取引所市場一部上場記念配当3円）

配当総額169,957,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年9月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社では従来から、コーポレート・ガバナンスを透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための重要な仕組みとして認識し、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能の強化に取り組んでまいりました。今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つ監査等委員会設置会社を選択すること等により、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更のご承認をお願いするものであります。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定及び監査役の責任免除に関する経過措置に関する附則の新設についても、併せてご承認をいただきたく存じます。

(2) 優先株式の発行

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設することのご承認をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、株式会社ハウズドゥと称し、 英文では、HOUSE DO Co.,Ltd. と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。	第2条 (現行どおり)
1. ~27. (条文省略)	1. ~27. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を京都市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) 3. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。 <u>普通株式 25,000,000株</u> <u>A種優先株式 300株</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第39条第1項の規定に従い、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）により算出される金額を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当会社は、累積した未払A種優先配当金(以下「累積未払A種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降のA種優先配当金(第11条の3に定めるA種優先期中配当金を含む。)及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(A種優先期中配当金)</p> <p>第11条の3 当会社は、第39条第2項又は第40条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、1年当たりA種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。))と読み替えて算出される。))を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u> <u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。))がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p>(基本償還価額算式)</p> $\text{基本償還価額} = [10,000,000] \text{円} \times (1 + 0.08)^{\frac{m+n}{365}}$ <p>払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。</p> <p>(控除価額算式)</p> $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)^{\frac{x+y}{365}}$ <p>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。</p> <p>A種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。</p> <p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> 第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる（以下、かかる請求がなされた日を「転換請求日」という。）。</p>
<p>(新 設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>(1) 本条に基づき、当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数</p> <p>= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額</p> <p>(2) 転換価額</p> <p>イ 当初転換価額</p> <p>当初転換価額は、1,681.5円とする。</p> <p>ロ 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、2017年12月31日以降の毎年6月30日及び12月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>ハ 転換価額の調整</p> <p>(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。</p> <p>調整後転換価額</p> $= \text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \left(\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \right) \div \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right) \div \text{転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」}$ <p>は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。</u> </p> <p> <u>(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u> </p> <p> <u>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)</u> </p> <p> <u>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u> </p> <p> <u>(ii) 普通株式の株式分割をする場合</u> </p> <p> <u>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(d) <u>上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(iii) <u>その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p>3 <u>本条第1項に基づく普通株式の交付の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(議決権)</u> <u>第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p><u>(A種優先株式に係る譲渡制限)</u> <u>第11条の10 当社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p><u>第22条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>第33条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において、免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第9期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において、免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あんどう まさひろ 安藤 正弘 (昭和40年6月11日)	昭和60年4月 ㈱戸田建設 入社 平成3年4月 三伸住販㈱(後の㈱AMC、当社が平成25年7月に吸収合併) 代表取締役 平成9年3月 ㈱アンドエマ(後の㈱ハウストゥ京都、当社が平成25年7月に吸収合併)設立 代表取締役 平成10年7月 ㈱安藤工務店(後の㈱ハウストゥ京都、当社が平成25年7月に吸収合併)設立 代表取締役 平成21年1月 ㈱ハウストゥ・フランチャイズ・システムズ(現：当社)設立 代表取締役 平成22年3月 ㈱ハウストゥ住宅販売設立 代表取締役(現任) 平成23年11月 ㈱ハウストゥ・キャリア・コンサルティング設立(現：㈱ピーエムドゥ) 代表取締役(現任) 平成24年2月 ㈱ハウストゥローンサービス(現：㈱フィナンシャルドゥ)設立 代表取締役(現任) 平成27年7月 当社 代表取締役社長CEO兼営業統括本部長 平成28年7月 当社 代表取締役社長CEO(現任)	1,764,000株
2	あさだ ひろし 浅田 浩 (昭和42年5月2日)	平成20年1月 ダイドー住販㈱ 入社 平成21年10月 ㈱ハウストゥ(後の㈱ハウストゥ京都、当社が平成25年7月に吸収合併) 入社 平成22年10月 ㈱ハウストゥ(後の㈱ハウストゥ京都、当社が平成25年7月に吸収合併) 取締役 平成23年6月 当社 取締役管理本部長兼管理部長 平成25年9月 ㈱ハウストゥローンサービス(現：㈱フィナンシャルドゥ) 取締役 平成25年9月 当社 常務取締役管理統括本部長兼管理部長 平成27年7月 当社 常務取締役CFO兼管理統括本部長兼経営企画室長 平成27年9月 ㈱ハウストゥ・キャリア・コンサルティング(現：㈱ピーエムドゥ) 取締役 平成28年5月 当社 常務取締役CFO兼管理統括本部長 平成29年5月 ㈱ピーエムドゥ 代表取締役社長(現任) 平成29年7月 当社 常務取締役CFO(現任)	7,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	はっとり たつや 服部 達也 (昭和40年10月27日)	平成元年12月 ㈱総販 入社 平成13年10月 アップリフォームジャパン㈱(後の㈱ハウストゥ京都、 当社が平成25年7月に吸収合併) 入社 平成21年9月 ㈱ハウストゥ・フランチャイズ・システムズ(現:当 社) 取締役 平成22年3月 ㈱ハウストゥ住宅販売 取締役(現任) 平成23年6月 当社 専務取締役 平成23年12月 ㈱ハウストゥ・キャリア・コンサルティング (現:㈱ピーエムドゥ) 取締役 平成24年2月 ㈱ハウストゥローンサービス(現:㈱フィナンシャルド ゥ) 代表取締役 平成27年7月 当社 取締役CCO 平成27年7月 ㈱ハウストゥ・キャリア・コンサルティング (現:㈱ピーエムドゥ) 代表取締役 平成27年9月 当社 取締役CCO兼施工管理事業部長 平成28年7月 当社 取締役CCO (現任)	10,000株
4	すずき つよし 鈴木 剛 (昭和36年10月17日)	昭和60年4月 ㈱住友銀行(現:㈱三井住友銀行) 入行 平成18年3月 ㈱エフエムシー設立 代表取締役 平成22年5月 行政書士鈴木コンサルティング事務所設立 代表 平成25年10月 当社 取締役(現任) 平成27年9月 ㈱ハウストゥローンサービス(現:㈱フィナンシャルド ゥ) 代表取締役社長(現任)	- 株
5	やすだ いくお 安田 育生 (昭和28年4月28日)	昭和52年4月 ㈱日本長期信用銀行(現:㈱新生銀行) 入行 平成10年7月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・ インク入社 マネージング・ディレクター 平成12年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社 在日代表 平成15年5月 多摩大学ルネサンスセンター 客員教授 平成16年9月 ピナクル㈱設立 代表取締役会長 平成17年5月 ㈱テイツー 取締役 平成18年4月 九州大学 特任教授 平成21年11月 ピナクル㈱ 代表取締役会長兼社長(現任) 平成27年9月 当社 社外取締役(現任)	- 株
6	いずも とよひろ 出雲 豊博 (昭和26年2月5日)	昭和49年4月 安田信託銀行㈱(現:みずほ信託銀行㈱) 入行 平成14年6月 みずほ信不動産販売㈱(現:みずほ不動産販売㈱) 西日本法人部長 平成19年5月 アセットサイエンス㈱ 取締役 平成22年2月 いずも不動産鑑定㈱ 代表取締役(現任) 平成23年9月 ㈱プロパティバンク 取締役 平成27年9月 当社 社外取締役(現任)	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. (1) 安田育生氏は、社外取締役候補者であります。安田育生氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関、金融事業及びM&A等における企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待したためであります。
 - (2) 出雲豊博氏は、社外取締役候補者であります。出雲豊博氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関、不動産会社勤務の経歴や不動産鑑定士及び企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待したためであります。
3. 安田育生氏及び出雲豊博氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって安田育生氏、出雲豊博氏共に2年となります。
 4. 当社は、安田育生氏及び出雲豊博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 5. 安田育生氏及び出雲豊博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	しまくら けいじ 嶋 倉 圭 二 (昭和32年7月20日)	昭和56年4月 積水化学工業(株) 入社 平成14年4月 京滋セキスイハイム(株)へ移籍 平成15年4月 同社 取締役営業部長 平成17年2月 個人でのネットワークビジネスに従事 平成22年9月 株式会社ハウドゥ・フランチャイズ・システムズ 入社(現:当社) 平成25年3月 当社 常勤監査役(現任) 平成25年9月 株式会社ハウドゥ住宅販売 監査役(現任) 平成25年9月 株式会社ハウドゥローンサービス(現:株式会社フィナンシャルドゥ) 監査役(現任) 平成25年9月 株式会社ハウドゥ・キャリア・コンサルティング(現:株式会社ピーエムドゥ) 監査役(現任)	- 株
2	やまもと くによし 山 本 邦 義 (昭和29年11月11日)	昭和53年4月 株式会社東海銀行(現:株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 同行淵野辺、岐阜駅前各支店長及び 株式会社UFJ銀行(現:株式会社三菱東京UFJ銀行) 四ツ谷法人営業部長兼支店長などを歴任 平成22年7月 中小企業金融円滑化センター(株) 代表取締役社長 (現任) 平成25年9月 当社 社外監査役(現任)	- 株
3	よしだ とよどう 吉 田 豊 道 (昭和41年3月18日)	昭和63年4月 株式会社関総研 入社 平成7年10月 センチュリー監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成14年11月 吉田豊道総合会計税務事務所開設 所長(現任) 平成26年1月 当社 社外監査役(現任)	- 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. (1)山本邦義氏は、社外取締役候補者であります。山本邦義氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを監査等委員である社外取

締役として当社の監査等に反映していただくことを期待したためであります。

- (2)吉田豊道氏は、社外取締役候補者であります。吉田豊道氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり監査や会計に係る業務に従事し、深い専門知識と豊富な経験を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待したためであります。
3. 当社は、山本邦義氏及び吉田豊道氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 山本邦義氏及び吉田豊道氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年9月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することからこれを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は6名であります。第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件（1）監査等委員会設置会社への移行」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 第三者割当増資による優先株式発行の件

1. 優先株式発行の目的及び理由

今期以降、更なる業容拡大を目指す上で、安定した経営基盤の構築と今後の事業推進に必要な投資資金等の確保の両面を満たすため、借入等による負債性の資金調達に偏るのではなく資本性のある資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが適切と考えております。しかし、市場からの当社株式による公募増資による資金調達は不確実性が高く、普通株式による第三者割当増資についても、当社事業の独立性の確保を念頭に検討する中で適切ではないと判断しました。このような状況下で、割当希望者から条件提示を受け、慎重に交渉・協議を重ねた結果、本優先株式の発行をすることが最善の選択であると判断いたしました。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（2）優先株式の発行」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. A種優先株式発行の概要

(1)払込期日（発行日）	平成29年9月27日
(2)募集又は割当方法（割当先）	UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
(3)募集株式の種類及び数	A種優先株式300株
(4)発行価額（払込金額）	1株につき金10,000,000円
(5)払込金額の総額	金3,000,000,000円
(6)増加する資本金の額	金1,500,000,000円
(7)増加する資本準備金の額	金1,500,000,000円
(8)払込取扱場所	株式会社三井住友銀行京都支店

3. A種優先株式の発行を本総会決議事項とする理由

本優先株式の払込金額は、ファイナンシャルアドバイザーである株式会社プルート・コンサルティングの算定した株式価値に照らして概ね合理的な範囲内であり、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えております。しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本総会において、会社法第199条第3項及び第201条第1項に基づく特別決議によるご承認をお願いいたしたく存じます。

第8号議案 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権を以下で定める以外の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社監査等委員以外の取締役及び監査等委員である当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当しますが、第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認されることを前提として、各議案において示された報酬額の枠内で付与するものであります。

なお、第2号議案、第3号議案及び第4号議案のご承認が得られますと、監査等委員以外の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となり、これらのうち社外取締役を除いた者が本議案における新株予約権付与の対象となります。

本議案の内容は、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認されることを条件として、効力を生じるものいたします。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行（有利発行）する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流出防止を図るため、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の総数

500個を上限とする。なお、このうち後記(5)に定める第4回新株予約権を250個、第5回新株予約権を250個とする。

（新株予約権1個につき普通株式100株、ただし、後記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式50,000株を上限とする。なお、このうち後記(5)に定める第4回新株予約権の目的たる株式の数を25,000個、第5回新株予約権の目的たる株式の数を25,000個とする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

- ・第4回新株予約権 付与決議日より3年を経過した日から、当該付与決議の日後6年以内
- ・第5回新株予約権 付与決議日より5年を経過した日から、当該付与決議の日後8年以内

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
各新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込にかかる額の2分の1を資本金に計上し(計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。)、その余りを資本準備金として計上する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由
- ① 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で各新株予約権を取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が後記(10)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使により発生する端数の処理
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役または従業員の状態にあることを要する。
 - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ③ その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (11) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：京都市南区西九条院町17
 新・都ホテル 地階 陽明殿
 TEL 075-661-7111



交通 JR・新幹線・近鉄京都駅八条口より 徒歩約2分
 地下鉄京都駅より 徒歩約5分

